

(証券コード8512)  
平成25年3月14日

株主各位

大阪府中央区北浜二丁目4番6号

**大阪証券金融株式会社**

取締役社長 堀田 隆夫

## 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記臨時株主総会参考書類及び普通株主様による種類株主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る平成25年3月28日（木曜日）午後5時20分までに当社に到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 平成25年3月29日（金曜日）午前10時  
会 場 大阪府中央区北浜二丁目4番6号  
大証金ビルディング6階会議室

### 目 的 事 項

#### 【臨時株主総会】

##### 決 議 事 項

第1号議案 当社と日本証券金融株式会社との合併契約承認の件

第2号議案 自己株式（第一種優先株式）取得の件

#### 【普通株主様による種類株主総会】

##### 決 議 事 項

議 案 当社と日本証券金融株式会社との合併契約承認の件

## インターネットによる開示事項について

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.osf.co.jp/>) に掲載しております。

臨時株主総会参考書類「第1号議案 当社と日本証券金融株式会社との合併契約承認の件」及び普通株主様による種類株主総会参考書類「議案 当社と日本証券金融株式会社との合併契約承認の件」のうち、「日証金の最終事業年度に係る計算書類等の内容」における事業報告「会計監査人に関する事項」、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制に関する事項」、連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項。

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出下さい。(なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限ることとさせていただきます。)
  - 臨時株主総会参考書類及び普通株主様による種類株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.osf.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 臨時株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 当社と日本証券金融株式会社との合併契約承認の件

#### 1. 合併を行う理由

当社と日本証券金融株式会社（以下「日証金」といいます。）は、それぞれ株式会社大阪証券取引所、株式会社東京証券取引所において貸借取引業務を担う指定証券金融会社として、株式市場における重要なインフラ機能を担ってまいりました。

ご承知のとおり株式会社東京証券取引所グループ及び株式会社大阪証券取引所が、平成25年1月1日付で合併し、株式会社日本取引所グループが発足いたしました。今後、株式会社日本取引所グループは、現物市場運営会社、デリバティブ市場運営会社、自主規制法人、清算機関を傘下に持つ企業グループを形成することとなっております。当社及び日証金は、このような証券取引所の再編の動きについての認識を共有し、平成24年10月15日に公表いたしましたとおり、株式市場の参加者及び投資家の利便性向上並びに市場の効率性向上といった観点から、経営統合に向けた協議を行ってまいりました。

その結果、今般、両社は、システム統合等を推進することにより大きなシナジー効果が得られるとの認識で一致し、平成25年1月30日開催の各社の取締役会の承認を得た上で、当社を吸収合併消滅会社とし、日証金を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施するために合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、平成25年1月30日にその旨を公表いたしました。

合併新会社におきましても、証券取引所において貸借取引業務を担う指定証券金融会社として、株式市場の参加者及び投資家の利便性向上を通して証券市場の発展に貢献するという社会的使命を着実に果たしてまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、何卒本合併の趣旨にご賛同いただき、本合併契約のご承認を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 合併契約の内容の概要

当社及び日証金が平成25年1月30日付で締結した本合併契約の内容は、以下のとおりであります。

### 合併契約書

日本証券金融株式会社（以下「甲」という。）及び大阪証券金融株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間の合併に関し、平成25年1月30日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（合併の方法）

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。
2. 本合併は、乙が、甲と乙の間で別途合意するところに従い、その発行済第一種優先株式全部を当該第一種優先株式の株主から取得（以下「本優先株式取得」という。）し、乙がその全てを消却することを停止条件として、その効力が生ずるものとする。

#### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

##### (1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：日本証券金融株式会社

住所：東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

##### (2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：大阪証券金融株式会社

住所：大阪市中央区北浜二丁目4番6号

#### 第3条（本合併に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、本合併の効力発生日前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主のうち甲及び乙を除く者に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の株式0.39株の割合をもって、割当交付する。
2. 前項の場合において、同項所定の株主に対して交付しなければならない甲の株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従って、その端数を処理するものとする。
3. 乙の発行済第一種優先株式については、乙が本合併の効力発生前に本優先株式取得を行いその全てを消却するため、本合併に際してこれに代わる金銭等の割当交付を行わないものとする。

#### 第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

甲が本合併に際して増加する資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、いずれも0円とする。

#### 第5条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、平成25年7月22日とする。但し、本合併の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（合併契約の承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。但し、同法第796条第4項の規定により、甲の株主総会の決議による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに開催される甲の株主総会において、本契約の承認を求めるものとする。
2. 乙は、平成25年3月下旬開催予定の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会並びに第一種優先株主による種類株主総会において、本契約及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本合併の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第7条（定款の変更）

甲は、本合併に際し甲の定款の変更が必要となった場合には、乙と協議の上定款変更案を策定し、効力発生日の前日までに開催される甲の株主総会において、本合併の効力が発生することを停止条件として当該定款変更を行う旨の議案を上程し、その承認を求めるものとする。

#### 第8条（会社財産の引継）

乙は、平成25年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を本合併の効力発生日において甲に引き継ぐものとし、甲はこれを承継するものとする。

## 第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本締結日後効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行い、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

## 第10条（自己株式の消却）

乙は、本合併の効力発生の直前時（以下「基準時」という。）において乙が有する自己株式の全て（本優先株式取得により取得する自己株式及び本合併に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時まで消却するものとする。

## 第11条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

1. 本締結日後効力発生日に至るまでの間に、本契約に従った本合併の実行の支障となりうる重大な事象が発生又は判明した場合（本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。）には、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。
2. 前項に規定される場合のほか、本締結日後効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態について重大な変動が発生又は判明した場合（本契約締結時に既に判明していた変動について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。）、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

## 第12条（本契約の効力）

本契約は、法令により必要とされる甲又は乙の株主総会若しくは種類株主総会の決議による本契約の承認が得られなかった場合、又は法令に定められた本合併の実行に必要な関係官庁の認可等が得られない場合は、その効力を失う。

## 第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各自1通を保有する。

3. 会社法施行規則第182条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項の内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

当社は、日証金との間で締結した平成25年1月30日付の合併契約における合併対価の相当性に関し、以下のとおり判断いたしました。

① 合併対価の総数又は総額の相当性に関する事項

1) 合併比率

日証金は、当社の普通株式1株につき、日証金の普通株式0.39株を割当交付いたします。本合併に伴い、日証金の普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

本合併については、その効力発生日の前日までに当社が発行済第一種優先株式の全てを取得のうえ消却することを停止条件として効力が生ずるものとされており、第一種優先株式に対して本合併による株式の割当交付は行われません。また当社が保有する自己株式は、本合併の効力発生前に消却される予定であり、これらに対しても本合併による株式の割当交付は行われません。

合併比率

会社名	日証金（存続会社）	当社（消滅会社）
合併比率	1	0.39

なお、上記合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、当社及び日証金で協議し合意のうえ、変更することがあります。

当社の普通株式に対する割当てにより交付される日証金の普通株式の総数は、14,257,943株となる予定です。本合併により割当交付する日証金の普通株式数については、当社による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

## 2) 算定の基礎

本合併の合併比率については、その算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、当社及び日証金がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、日証金はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、当社は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）をそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

日証金は、みずほ証券から、合併契約締結にあたり、合併比率算定書の提出を受けております。かかる合併比率算定書における算定結果の概要は以下のとおりです。

みずほ証券は、両社の財務状況、両社の普通株式の市場株価の動向等について検討を行ったうえで、日証金及び当社の普通株式の合併比率について、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、両社について、金融機関の評価に広く利用される手法である配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定を行っております。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の合併比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に割り当てる日証金の普通株式数を表しております。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価基準法	0.433～0.465
DDM法	0.333～0.411

なお、市場株価基準法では、平成25年1月29日を算定基準日とし、日証金においては株式会社東京証券取引所市場第一部、当社においては株式会社大阪証券取引所市場第一部におけるそれぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日から遡る1週間の終値の単純平均値、同1ヶ月間の終値の単純平均値、同3ヶ月間の終値の単純平均値、同6ヶ月間の終値の単純平均値を採用しております。



みずほ証券は、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社の個別の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について独自の評価又は査定を行っていないこと等を前提としております。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備又は作成されたものであることを前提としております。みずほ証券は、日証金及び当社各社の財務見通しの正確性、妥当性及び実現可能性について独自の検証は行っておりません。

当社は、野村証券から、合併契約締結にあたり、合併比率算定書の提出を受けております。かかる合併比率算定書における算定結果の概要は以下のとおりです。

野村証券は、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を各社の資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析するDDM法及び両社の主要な財務指標を基に貢献度を分析する貢献度分析による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の合併比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に割り当てる日証金の普通株式数を表しております。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価平均法（基準日①）	0.431～0.458
市場株価平均法（基準日②）	0.414～0.467
DDM法	0.278～0.344
貢献度分析	0.230～0.357

なお、市場株価平均法については、平成25年1月28日を算定基準日（以下「基準日①」といいます。）として、日証金においては株式会社東京証券取引所市場第一部、当社においては株式会社大阪証券取引所市場第一部における基準日①の株価終値、基準日①から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均、並びに両社から「経営統合に向けた協議の開始について」が公表された平成24年10月15日を算定基準日（以下「基準日②」といいます。）として、日証金においては株式会社東京証券取引所市場第一部、当社においては株式会社大阪証券取引所市場第一部における基準日②の株価終値、基準日②から遡る1週間、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の株価終値平均を採用しております。

野村證券は、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、みずほ証券は日証金から、野村證券は当社から、日証金及び当社各社の将来の財務見通しの提供を受け、これをDDM法による分析の基礎としております。みずほ証券及び野村證券がDDM法において使用した算定の基礎となる日証金の将来の利益計画については、外部環境の変化による貸借取引収益の増大等により、業績は堅調に推移することを見込んでおり、対前年度比較において、大幅な増益となる事業年度が含まれております。また、みずほ証券及び野村證券がDDM法において使用した算定の基礎となる当社の将来の利益計画については、外部環境の変化による貸借取引収益の増大及び国債の運用益の影響等により、対前年度比較において、大幅な増益となる事業年度が含まれておりますが、特別利益の剥落により一部大幅な減益となる事業年度も含まれております。

### 3) 算定の経緯

日証金は、みずほ証券による合併比率の算定結果を参考に、当社は、野村証券による合併比率の算定結果を参考に、それぞれ各社の財務の状況、資産の状況、経済環境や金融環境の変化等を考慮した一定期間の市場株価の推移、将来の事業・業績見通し等の要因を総合的に勘案し、当社及び日証金で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成25年1月30日に、最終的に上記「1) 合併比率」記載の合併比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

### 4) 算定機関との関係

日証金の第三者算定機関であるみずほ証券及び当社の第三者算定機関である野村証券は、いずれも日証金及び当社とは独立した算定機関であり、日証金及び当社の関連当事者（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4に定める関連当事者（連結子会社を含む。）又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項に定める関連当事者をいいます。）には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### ② 合併対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及び日証金は、本合併に係る当社の株式に対する対価として、吸収合併存続会社となる日証金の普通株式を選択いたしました。

当社及び日証金は、日証金の普通株式は株式会社東京証券取引所に上場されており、流動性を有するため取引機会が確保されること、及び当社の普通株主の皆様が吸収合併存続会社となる日証金の株式を受け取ることで、本合併による統合効果を楽しむことが可能であることを考慮して、日証金の普通株式を本合併に係る対価とすることが適切であると判断いたしました。

- ③ 吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社とが共通支配下関係にあるときは、当該吸収合併消滅会社株式の株主の利益を害さないように留意した事項  
該当事項はありません。

④ 日証金の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

本合併に際して増加する日証金の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。この取扱いは、本合併後の日証金の資本政策その他諸事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

- 1) 増加する資本金の額： 0円
- 2) 増加する資本準備金の額： 0円
- 3) 増加する利益準備金の額： 0円

(2) 合併対価について参考となるべき事項

① 日証金の定款の定め

定 款

第1章 総 則

(商号)

**第1条** 当社は日本証券金融株式会社と称し、英文ではJAPAN SECURITIES FINANCE CO., LTD. と表示する。

(目的)

**第2条** 当社は次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 信用取引等の決済に必要な金銭又は有価証券を、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場の決済機構を利用して貸し付ける業務。
- (2) 金融商品取引業者又はその顧客に対し、金銭を貸し付ける業務（(1)に掲げる業務を除く。）。
- (3) 有価証券の担保を徴して金銭を貸し付ける業務（(1)及び(2)に掲げる業務を除く。）。
- (4) 有価証券の貸借（(1)に掲げる業務を除く。）又は有価証券の貸借の媒介若しくは代理業務。
- (5) 有価証券の受渡に関する代理業務。
- (6) 有価証券の管理及び保管に関する業務。
- (7) 有価証券又は各種債権の取得又は譲渡。
- (8) 国債の元利金支払の代理業務。
- (9) その他前各号に付帯又は関連する業務。

(本店の所在地)

**第3条** 当社は本店を東京都中央区に置く。

(機関)

**第4条** 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

**第5条** 当社の公告方法は電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

**第6条** 当社の発行可能株式総数は200,000千株とする。

(自己の株式の取得)

**第7条** 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

**第8条** 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

**第9条** 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

**第10条** 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規程)

**第11条** 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

**第12条** 定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から起算して3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

**第13条** 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

**第14条** 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故又は欠員あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

**第15条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

**第16条** 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第17条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合において、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

**第18条** 当会社に取締役9名以内を置く。

(取締役の選任)

**第19条** 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

**第20条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

**第21条** 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

**第22条** 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

(代表取締役)

**第23条** 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。但し、代表取締役は金融商品取引業者の役員及び使用人以外の者でなければならない。

(役付取締役)

**第24条** 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規則)

**第25条** 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(執行役員)

**第26条** 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

(相談役、顧問及び参与)

**第27条** 当社は、取締役会の決議によって相談役、顧問及び参与を置くことができる。

(取締役の報酬等)

**第28条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

**第29条** 当会社に監査役4名以内を置く。

(監査役の選任)

**第30条** 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

**第31条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

**第32条** 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

**第33条** 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

**第34条** 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

**第35条** 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。



## 第6章 計 算

(事業年度)

**第36条** 当会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(剰余金の配当)

**第37条** 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

**第38条** 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときに、当会社はその支払の義務を免れる。

### ② 合併対価の換価の方法に関する事項

1) 合併対価を取引する市場

株式会社東京証券取引所市場第一部

2) 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

全国の各証券会社

3) 合併対価の譲渡その他の処分には制限があるときは、その内容

本合併に伴い、日証金の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる株主の皆様については、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本合併の効力発生日以降の日を基準日とする配当金を受領する権利はありますが、取引所金融商品市場において単元未満株式を売却することはできません。日証金の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、単元未満株式に係る買取制度（取引所金融商品市場で売却することができない1単元に満たない数の日証金の普通株式を日証金が株主の請求により買取る制度です。）をご利用することができます。

### ③ 合併対価の市場価格に関する事項

日証金の過去6ヶ月間の月別最高・最低株価は以下のとおりです。

月別	平成24年 9月	平成24年 10月	平成24年 11月	平成24年 12月	平成25年 1月	平成25年 2月
最高（円）	383	379	402	561	630	661
最低（円）	352	333	342	385	521	588

- (3) 合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 日証金の最終事業年度に係る計算書類等の内容  
本招集ご通知19頁から42頁に記載のとおりであります。
- (5) 日証金の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。
- (6) 日証金における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容  
該当事項はありません。
- (7) 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容  
当社は、平成24年9月14日開催の取締役会において、株式会社野村総合研究所が実施する株式会社だいこう証券ビジネス株式に対する公開買付けに応募することを決議し、当社所有の全株式（4,985,445株）を売却いたしました。この結果、平成25年3月期第3四半期に特別利益（投資有価証券売却益）330百万円を計上いたしました。

## 添付資料

(日証金の最終事業年度に係る計算書類等の内容)

# 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済を顧みますと、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響に加え、欧州財政問題の深刻化などから景気は不透明な状況が続きましたが、世界的な金融緩和などを背景に持ち直す場面もみられました。

株式市場についてみますと、期初9,708円で始まった日経平均株価は、米国経済指標の改善などから一時的に1万円台を回復する場面もみられましたが、8月に入ると欧州の財政問題再燃や米国債の格下げなどから急落し、11月25日には当期最安値となる8,160円をつけました。しかし、1月以降は世界的な金融緩和の流れを受け上昇に転じ、3月27日には当期最高値となる10,255円をつけ、期末は10,083円で取引を終えました。この間、東証第一部1日平均売買高は18億65百万株と前期比1億77百万株減少し、同売買代金も1兆1,607億円と前期比2,428億円減少しました。

こうしたなか、東京市場における制度信用取引買い残高は、6月中旬には当期ピークとなる1兆2,600億円台に達しましたが、8月以降の株価下落に伴う個人投資家の投資余力の低下や年明けの株価回復局面での利益確定売りから、期末は9,900億円台まで縮小しました。一方、同売り残高は、8月以降の株価下落で買戻しが進み、11月下旬には当期ボトムとなる2,600億円台まで落ち込みましたが、1月以降の株価回復とともに残高は増加に転じ、期末は3,900億円台となりました。

次に公社債市場についてみますと、新発10年国債の利回りは、東日本大震災の復興のための財政出動を見越し、4月中旬に1.328%まで上昇しましたが、その後は世界経済の先行き不安から低下基調を辿り、8月には1%を割り込みました。株式相場の反発や国債の高値警戒感から一時的に上昇する場面もありましたが、12月以降は概ね1%を下回る水準で推移し、期末は0.984%となりました。

このような環境下にあつて、当社グループの貸付金総残高（期中平均）は4,227億円と前期比2,346億円減少しました。

連結営業収益は、貸借取引業務における貸付金利息および有価証券貸付料が減収となったことから20,229百万円（前期比11.5%減）となりました。同営業費用は、支払利息および有価証券借入料が減少したことから9,634百万円（同14.9%減）、一般管理費は、7,554百万円（同4.0%減）となり、この結果同営業利益は3,039百万円（同16.9%減）となりました。

連結経常利益は、持分法適用関連会社の株式会社J B I Sホールディングスが大手システム会社による公開買付けを軸とする同社事業の再編成の過程で多額の損失を計上したことをうけ、持分法による投資損失（営業外費用）868百万円を計上したことから、2,387百万円（同28.7%減）となりました。さらに、本公開買付けへの応募による関係会社株式売却損（特別損失）360百万円を計上したほか、法人税等の税金費用が嵩んだことから、同当期純利益は779百万円（同77.7%減）となりました。

次に業務別の営業概況をご報告いたします。

#### ①証券金融業

**貸借取引業務**においては、低調な市場動向を映じ貸借取引貸付金が期中平均で2,180億円と前期比753億円減少したほか、平成22年11月下旬に貸付金利を引き下げたこともあり、貸付金利息は減収となりました。また、貸借取引貸付有価証券も期中平均で同433億円減の1,846億円となり、有価証券貸付料も減収となりました。この結果、当業務の営業収益は6,756百万円（同24.3%減）となりました。

**公社債貸付・一般貸付業務**においては、金融商品取引業者向け一般貸付および一般信用ファイナンスの残高が増加し、期中平均残高は508億円（うち一般信用ファイナンス分203億円）と前期比50億円の増加となりましたが、貸付金利の低下から当業務の営業収益は827百万円（同21.0%減）となりました。

**有価証券貸付業務**においては、**債券営業部門**は成約の増加により有価証券貸付料および借入有価証券代り金利息ともに増収となったものの、**一般貸株部門**は受渡遅延回避目的の借株需要が減少したことから有価証券貸付料が減収となり、当業務の営業収益は1,701百万円（同3.0%減）となりました。

その他の収益は、保有国債の利息収入を中心に、5,901百万円（同1.2%増）となりました。

## ②信託銀行業

**信託銀行業務**においては、過年度に減損処理を行っていたCDO（債務担保証券）に係る売却益を計上したものの、貸付金が期中平均で1,413億円と政府向け貸出を中心に前期比1,624億円減少したことから、当業務の営業収益は4,224百万円（同3.1%減）となりました。

## ③不動産賃貸業

**不動産賃貸業務**においては、稼働率の低下や賃貸料水準の下落により賃貸料等が減収となり、当業務の営業収益は818百万円（同12.0%減）となりました。

○当社グループ貸付金の状況（平均残高）

	第101期 (前期)	第102期 (当期)	増減額	増減率
			億円	%
貸借取引貸付金	2,934	2,180	△753	△25.7
公社債貸付金・一般貸付金 (うち一般信用ファイナンス)	458 (184)	508 (203)	50 (19)	11.0 (10.5)
信託銀行貸付金	3,037	1,413	△1,624	△53.5
その他の貸付金	144	125	△18	△13.1
合計	6,574	4,227	△2,346	△35.7
(参考) 貸借取引貸付有価証券	2,280	1,846	△433	△19.0

○当社グループ業務別営業収益の状況

	第101期 (前期)	第102期 (当期)	増減額	増減率
			百万円	%
証券金融業	17,558	15,186	△2,371	△13.5
貸借取引業務	8,922	6,756	△2,166	△24.3
公社債貸付・一般貸付業務	1,047	827	△220	△21.0
有価証券貸付業務	1,754	1,701	△53	△3.0
一般貸株	331	219	△112	△33.9
債券営業	1,422	1,482	59	4.2
その他	5,834	5,901	67	1.2
信託銀行業	4,360	4,224	△135	△3.1
不動産賃貸業	930	818	△111	△12.0
合計	22,848	20,229	△2,619	△11.5

## (2) 対処すべき課題

欧州財政問題の深刻化懸念が世界経済の不安要因として意識されるなか、東日本大震災により深刻な打撃を受けたわが国経済は、電力供給問題をはじめ引き続き多くの課題を抱えており、未だ予断を許さない状況にあります。当社グループを取り巻く環境も依然として厳しさが払拭できないものと予想されます。

また、証券市場を通じて業務展開する当社にとりましては、今後予定されている株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所の経営統合の影響を受ける可能性があり、その動向について注視していく必要があります。

当社は、今般、平成24年度を初年度とする期間3年の第3次中期経営計画を策定いたしました。昨年度まで取り組んでまいりました第2次中期経営計画の結果を踏まえ、引き続き「証券金融の専門機関として、常にその公共的役割を強く認識し、証券市場の発展に貢献することを使命とする」という企業理念のもと、社会的信頼の確立、証券市場のインフラを担う企業として求められる強固な自己資本の維持、株主の皆様への長期安定的な利益還元の実施などを経営方針として掲げております。また、貸借取引の利便性向上やグループ内の組織・業務運営の効率化に注力するとともに、新たに「営業推進会議」を設けて組織横断的に顧客ニーズを把握し、収益基盤の強化を図ってまいります。

関係会社につきましては、子会社の日証金信託銀行株式会社は、証券会社等の業務インフラを支える信託銀行として、証券関連サービスを中心とした信託業務や融資業務を通じ、多様なお客様のニーズにお応えしながら、経営体力に見合った適切な銀行機能の発揮に努めていくこととしております。また、持分法適用関連会社の株式会社J B I Sホールディングスは、本年3月に実施された公開買付けにより大手システム会社の子会社となり、同社との協業を通じて高い技術力や幅広い顧客基盤を活かしながら、さらなる企業価値の向上を図ることとしております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

## ①当社グループ

区 分	第99期 (20.4.1から 21.3.31まで)	第100期 (21.4.1から 22.3.31まで)	第101期 (22.4.1から 23.3.31まで)	第102期(当期) (23.4.1から 24.3.31まで)
連結営業収益	44,299百万円	27,868百万円	22,848百万円	20,229百万円
連結経常利益	△5,479百万円	5,182百万円	3,345百万円	2,387百万円
連結当期純利益	△7,503百万円	3,572百万円	3,492百万円	779百万円
1株当たり 連結当期純利益	△80円33銭	38円59銭	37円73銭	8円41銭
純 資 産	107,232百万円	112,656百万円	114,927百万円	115,546百万円
1株当たり 純 資 産 額	1,158円32銭	1,217円12銭	1,241円67銭	1,245円83銭

## ②当社

区 分	第99期 (20.4.1から 21.3.31まで)	第100期 (21.4.1から 22.3.31まで)	第101期 (22.4.1から 23.3.31まで)	第102期(当期) (23.4.1から 24.3.31まで)
営 業 収 益	34,938百万円	20,940百万円	17,639百万円	15,276百万円
経 常 利 益	3,899百万円	4,012百万円	2,553百万円	1,391百万円
当 期 純 利 益	2,657百万円	2,512百万円	1,613百万円	1,229百万円
1株当たり 当 期 純 利 益	28円30銭	26円99銭	17円34銭	13円20銭
純 資 産	105,344百万円	108,979百万円	109,730百万円	109,821百万円
1株当たり 純 資 産 額	1,132円09銭	1,171円17銭	1,179円27銭	1,180円26銭



(4) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループは、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣の免許を受けて行っている貸借取引業務を始め、次の業務を行っております。

①証券金融業

貸借取引業務	制度信用取引の決済に必要な資金や株券の貸付
公社債貸付・一般貸付業務	金融商品取引業者向けの有価証券等を担保とした資金の貸付 個人・一般事業法人向けの証券担保ローン
一般信用ファイナンス	一般信用取引の決済に必要な資金の貸付
有価証券 貸付業務	債券営業 債券貸借取引
	一般貸株 株式売買取引の決済などに必要な株券の貸付

②その他

信託銀行業	顧客分別金信託、有価証券信託等の信託業務および預金・貸出等の銀行業務
不動産賃貸業	当社グループ所有の不動産の賃貸・管理

(5) 営業所（平成24年3月31日現在）

①当社

本店 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号

②子会社

日証金信託銀行株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

日本ビルディング株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

(6) 使用人の状況（平成24年3月31日現在）

①当社グループ

事業区分	使用人数（名）	前期末比
証券金融業	205[2]	6名減[増減なし]
信託銀行業	37[0]	1名増[1名減]
不動産賃貸業	18[0]	1名増[1名減]
合計	260[2]	4名減[2名減]

(注) 1. 使用人数は就業人員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除く）であり、執行役員を含んでおりません。また、臨時従業員は[ ]内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、派遣社員およびパートタイマーが含まれています。

②当社

使用人数(名)	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
205[2]	6名減[増減なし]	40歳1ヵ月	16年11ヵ月

(注) 1. 使用人数は就業人員数(当社から社外への出向者を除く)であり、執行役員を含んでおりません。また、臨時従業員は[ ]内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、派遣社員およびパートタイマーが含まれています。

(7) 子会社の状況(平成24年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日証金信託銀行株式会社	140億円	100%	信託銀行業
日本ビルディング株式会社	1億円	100%	不動産賃貸業

(注) 1. 関連会社は次のとおりであります。

- ・株式会社J B I Sホールディングス(日本電子計算株式会社を傘下に持つ持株会社)
- ・ジェイエスフィット株式会社

2. 当社は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが実施した、株式会社J B I Sホールディングスの株式の公開買付けに応募し、平成24年3月23日付で所有する株式の一部を売却いたしました。なお、同社は引き続き当社の持分法適用関連会社であります。

(8) 主要な借入先および借入額(平成24年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行	1,800億円
株式会社三菱東京UFJ銀行	460億円

## 2. 株式に関する事項 (平成24年3月31日現在)

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数    | 200,000千株 |
| (2) 発行済株式の総数    | 93,700千株  |
| (3) 株主数         | 9,127名    |
| (4) 大株主 (上位10名) |           |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,024	7.5
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES LTD RE NORWEGIAN CLIENTS ACCOUNT	5,455	5.8
株式会社みずほコーポレート銀行	4,374	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,557	3.8
公益財団法人資本市場振興財団	3,531	3.7
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,093	3.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,879	3.0
BBH FOR SEI INST INVESTMENTS TRUST WORLD EQUITY EX-US FUND / JO HAMBRO	2,467	2.6
日 本 証 券 代 行 株 式 会 社	1,460	1.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,448	1.5

(注) 持株比率は自己株式 (651,858株) を発行済株式の総数から控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成24年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	増 淵 稔	
取締役副社長 (代表取締役)	松 田 広 光	監査部 コンプライアンス統括部担当
専務取締役 (代表取締役)	小 林 英 三	リスク管理部担当
専務取締役	橋 本 泰 久	総務部 経理部 関係会社担当
常務取締役	奈須野 博	企画部 決済管理部 システム企画部担当
常務取締役	朝 倉 洋	資金証券部 貸借取引部 融資部担当
取 締 役	今 井 敬	
取 締 役	菅 野 明	
取 締 役	越 田 弘 志	
常勤監査役	水 野 潮	
常勤監査役	井 口 雅 夫	
監 査 役	神 山 敏 夫	神山公認会計士事務所代表（所長）

- (注) 1. 取締役今井敬氏、菅野明氏および越田弘志氏の3氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役水野潮氏および監査役神山敏夫氏は、社外監査役であります。
3. 監査役神山敏夫氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役今井敬氏、菅野明氏および越田弘志氏ならびに常勤監査役水野潮氏および監査役神山敏夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 上記のほか、取締役および監査役の重要な兼職の状況は次のとおりであります。（社外取締役および社外監査役については、(3) 社外役員に関する事項に記載しております。）

【取締役】

氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
増 淵 稔	日本ビルディング株式会社 取締役 日本電子計算株式会社 取締役 東京製綱株式会社 取締役

氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 林 英 三	クロスプラス株式会社 取締役 株式会社S B J銀行 取締役
橋 本 泰 久	日本証券代行株式会社 取締役(※)
奈須野 博	株式会社J B I Sホールディングス 監査役 日本証券代行株式会社 監査役(※)
朝 倉 洋	日本電子計算株式会社 監査役

※ 平成24年4月2日付で退任しております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	274,960千円 (19,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	59,400千円 (33,000千円)
合 計	13名	334,360千円

- (注) 1. 平成20年6月26日開催の第98回定時株主総会において、取締役の報酬額は1事業年度あたり3億7,600万円以内(うち社外取締役分2,800万円以内)、監査役の報酬額は1事業年度あたり7,800万円以内と決議いただいております。
2. 上記には、取締役6名(うち社外取締役0名)に対する当事業年度に係る取締役賞与支給予定額22,240千円が含まれております。
3. 当社は取締役および監査役の報酬に関する方針を次のとおり定めております。

### 【業務執行取締役】

- ・会社業績と報酬の連動性を高める観点から、月額報酬の一定割合を当社株式取得目的の報酬として支給し、役員持株会に毎月拋出することとする。本報酬制度の一環として取得した当社株式について、原則として退任時まで保有するものとする。
- ・役員賞与については、毎期の業績に対する経営責任を明確にする観点から、業績連動型報酬として業務執行取締役に対してのみ支給する。

### 【業務執行取締役以外の取締役(社外取締役等)および監査役】

- ・固定の月額報酬のみとし、役員賞与の支給は行わない。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	今井 敬	日本電信電話株式会社 取締役 日本テレビ放送網株式会社 取締役 日本生命保険相互会社 監査役 株式会社東京金融取引所 取締役
	菅野 明	総合警備保障株式会社 取締役
	越田 弘志	株式会社かんぼ生命保険 取締役 パラマウントベッド株式会社 取締役
社外監査役	神山 敏夫	神山公認会計士事務所 代表（所長） 株式会社日本会計士学館 代表取締役社長

(注) 社外役員の兼職先とは、特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	今井 敬	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経済界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、質問・助言を行っております。
	菅野 明	当事業年度開催の取締役会11回のうち9回に出席し、主に金融界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、質問・助言を行っております。
	越田 弘志	当事業年度開催の取締役会11回すべてに出席し、主に証券界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、質問・助言を行っております。
社外監査役	水野 潮	当事業年度開催の取締役会11回、監査役会10回すべてに出席し、主に証券界における豊富な経験と幅広い見識に基づき、常勤監査役として取締役の職務の執行を監査するために必要な発言を行っております。
	神山 敏夫	当事業年度開催の取締役会11回、監査役会10回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、質問・助言を行っております。

# 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,965,288</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,802,861</b>
現金及び預金	20,107	コールマネー	1,388,600
有価証券	1,934,129	短期借入金	1,829,210
短期貸付金	453,784	1年内返済予定の長期借入金	4,000
貸付有価証券	260,080	コマースナル・ペーパー	33,500
保管有価証券	31,379	未払法人税等	398
寄託有価証券	134,968	賞与引当金	408
繰延税金資産	401	役員賞与引当金	43
借入有価証券代り金	1,127,046	貸付有価証券代り金	1,100,016
その他	4,191	預り担保有価証券	241,035
貸倒引当金	△802	借入有価証券	184,389
<b>固 定 資 産</b>	<b>965,996</b>	貸付有価証券見返	1,003
<b>有形固定資産</b>	<b>6,390</b>	その他	20,255
建物及び構築物	2,662	<b>固 定 負 債</b>	<b>12,877</b>
器具及び備品	301	長期借入金	7,500
土地	3,305	繰延税金負債	2,240
リース資産	18	再評価に係る繰延税金負債	86
建設仮勘定	101	退職給付引当金	2,301
<b>無形固定資産</b>	<b>1,032</b>	役員退職慰労引当金	89
ソフトウェア	1,010	資産除去債務	45
その他	22	その他	614
投資その他の資産	958,573	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,815,738</b>
投資有価証券	957,911	<b>純 資 産 の 部</b>	
社内貸付金	203	<b>株 主 資 本</b>	<b>110,889</b>
その他	1,480	資本金	10,000
貸倒引当金	△1,020	資本剰余金	5,181
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,931,285</b>	利益剰余金	96,312
		自己株式	△604
		その他の包括利益累計額	4,657
		その他有価証券評価差額金	4,501
		土地再評価差額金	155
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>115,546</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>4,931,285</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成23年4月1日から)  
(平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
<b>営 業 収 益</b>		20,229
貸付金利息	3,223	
借入有価証券代り金利息	1,816	
有価証券貸付料	4,648	
その他	10,541	
<b>営 業 費 用</b>		9,634
支払利息	5,087	
有価証券借入料	3,540	
その他	1,006	
<b>営 業 総 利 益</b>		10,594
<b>一 般 管 理 費</b>		7,554
<b>営 業 利 益</b>		3,039
<b>営 業 外 収 益</b>		217
受取利息及び配当金	127	
貸付料	51	
雑収入	38	
<b>営 業 外 費 用</b>		869
支払利息	0	
持分法による投資損失	868	
雑支出	0	
<b>経 常 利 益</b>		2,387
<b>特 別 利 益</b>		1
投資有価証券売却益	1	
<b>特 別 損 失</b>		454
固定資産除却損	2	
投資有価証券売却損	50	
関係会社株式売却損	360	
投資有価証券評価損	41	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		1,934
法人税、住民税及び事業税	816	
法人税等調整額	339	1,155
少数株主損益調整前当期純利益		779
少数株主利益		-
<b>当 期 純 利 益</b>		779

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から)  
(平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成23年4月1日 期首残高	10,000	5,181	96,835	△663	111,353
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,302		△1,302
当 期 純 利 益			779		779
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式の増減				60	60
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△523	59	△463
平成24年3月31日 期末残高	10,000	5,181	96,312	△604	110,889

(単位:百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成23年4月1日 期首残高	3,430	143	3,573	114,927
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,302
当 期 純 利 益				779
自 己 株 式 の 取 得				△0
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式の増減				60
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,071	12	1,083	1,083
連結会計年度中の変動額合計	1,071	12	1,083	619
平成24年3月31日 期末残高	4,501	155	4,657	115,546

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>3,282,586</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,974,860</b>
現金及び預金	754	コールマネー	1,050,100
コールローン	50,000	短期借入金	1,424,170
有価証券	1,318,655	コマニシャル・ペーパー	33,500
貸借取引貸付金	241,035	未払費用	314
一般貸付金	96,488	未払法人税等	363
その他の貸付金	18,000	賞与引当金	362
貸借取引貸付有価証券	259,058	役員賞与引当金	43
その他の貸付有価証券	1,021	貸借取引担保金	19,223
保管有価証券	31,379	貸付有価証券代り金	1,020,026
寄託有価証券	134,968	預り金	107
前払費用	71	預り担保有価証券	241,035
繰延税金資産	248	借入有価証券	184,389
借入有価証券代り金	1,128,069	貸付有価証券見返	1,003
未収収益	1,963	前受収益	82
その他	1,254	その他	136
貸倒引当金	△384	<b>固定負債</b>	<b>6,129</b>
<b>固定資産</b>	<b>808,225</b>	長期借入金	2,000
<b>有形固定資産</b>	<b>1,828</b>	繰延税金負債	1,755
建物	640	再評価に係る繰延税金負債	86
器具及び備品	235	退職給付引当金	2,178
土地	830	役員退職慰労引当金	53
リース資産	16	資産除去債務	45
建設仮勘定	105	その他	10
<b>無形固定資産</b>	<b>744</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,980,989</b>
ソフトウェア	724	<b>純資産の部</b>	
その他	20	<b>株主資本</b>	<b>104,649</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>805,651</b>	資本金	10,000
投資有価証券	778,208	資本剰余金	5,181
関係会社株式	26,893	資本準備金	5,181
出資金	61	<b>利益剰余金</b>	<b>89,973</b>
差入保証金	286	利益準備金	2,278
社内貸付金	203	その他利益剰余金	87,695
その他	203	配当引当積立金	2,030
貸倒引当金	△205	別途積立金	77,030
<b>資産合計</b>	<b>4,090,811</b>	繰越利益剰余金	8,635
		<b>自己株式</b>	<b>△505</b>
		評価・換算差額等	5,172
		その他有価証券評価差額金	5,016
		土地再評価差額金	155
		<b>純資産合計</b>	<b>109,821</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>4,090,811</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から)  
(平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		15,276
貸 付 金 利 息	2,568	
借 入 有 価 証 券 代 り 金 利 息	1,803	
受 取 手 数 料	436	
有 価 証 券 貸 付 料	4,642	
そ の 他	5,824	
営 業 費 用		8,311
支 払 利 息	3,930	
支 払 手 数 料	616	
有 価 証 券 借 入 料	3,539	
そ の 他	225	
営 業 総 利 益		6,964
一 般 管 理 費		5,855
営 業 利 益		1,108
営 業 外 収 益		282
受 取 利 息 及 び 配 当 金	212	
賃 貸 料	51	
雑 収 入	18	
営 業 外 費 用		0
雑 支 出	0	
経 常 利 益		1,391
特 別 利 益		925
関 係 会 社 株 式 売 却 益	925	
特 別 損 失		43
固 定 資 産 除 却 損	1	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	41	
税 引 前 当 期 純 利 益		2,273
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	730	
法 人 税 等 調 整 額	313	1,044
当 期 純 利 益		1,229

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から)  
(平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					配当引当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成23年4月1日 期首残高	10,000	5,181	2,278	2,030	77,030	8,709	90,047	△505	104,723	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△1,302	△1,302		△1,302	
当期純利益						1,229	1,229		1,229	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△73	△73	△0	△74	
平成24年3月31日 期末残高	10,000	5,181	2,278	2,030	77,030	8,635	89,973	△505	104,649	

(単位:百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成23年4月1日 期首残高	4,863	143	5,006	109,730
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,302
当期純利益				1,229
自己株式の取得				△0
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	152	12	165	165
事業年度中の変動額合計	152	12	165	91
平成24年3月31日 期末残高	5,016	155	5,172	109,821

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

日本証券金融株式会社

取締役会 御中

#### 東陽監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 勝 野 成 紀 ㊤  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 林 伸 行 ㊤  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 酒 井 宏 暢 ㊤  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本証券金融株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本証券金融株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

日本証券金融株式会社

取締役会 御中

#### 東陽監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 勝 野 成 紀 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 林 伸 行 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 酒 井 宏 暢 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本証券金融株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 5月10日

日本証券金融株式会社 監査役会

常勤監査役 水 野 潮 ⑩  
(社外監査役)

常勤監査役 井 口 雅 夫 ⑩

社外監査役 神 山 敏 夫 ⑩

以 上

## 第2号議案 自己株式（第一種優先株式）取得の件

### 1. 提案の理由

当社と日証金が締結した本合併契約上、当社がその発行済第一種優先株式の全てを取得のうえ消却することを停止条件として、本合併の効力が生じるものとされています（詳しくは第1号議案「2. 合併契約の内容の概要」をご参照下さい。）。そのため、当社は、下記「2. 自己株式（第一種優先株式）取得の概要」に記載される内容にて、第一種優先株式を取得したいと存じます。

株主の皆様におかれましては、何卒本合併の趣旨（詳しくは第1号議案「1. 合併を行う理由」をご参照下さい。）にご賛同いただき、本合併実施のための自己株式（第一種優先株式）取得につきましても、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

### 2. 自己株式（第一種優先株式）取得の概要

- (1) 取得する株式の種類：第一種優先株式
- (2) 取得する株式の数：15,000,000株
- (3) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及びその総額：3,165百万円
- (4) 株式を取得することができる期間：平成25年3月29日開催の臨時株主総会終結の時から平成25年7月21日まで

以 上

## 普通株主様による種類株主総会参考書類

議案及び参考事項

**議 案** 当社と日本証券金融株式会社との合併契約承認の件  
臨時株主総会参考書類の3頁から42頁に記載の第1号議案「当社と日本証券金融株式会社との合併契約承認の件」の内容と同一です。

以 上

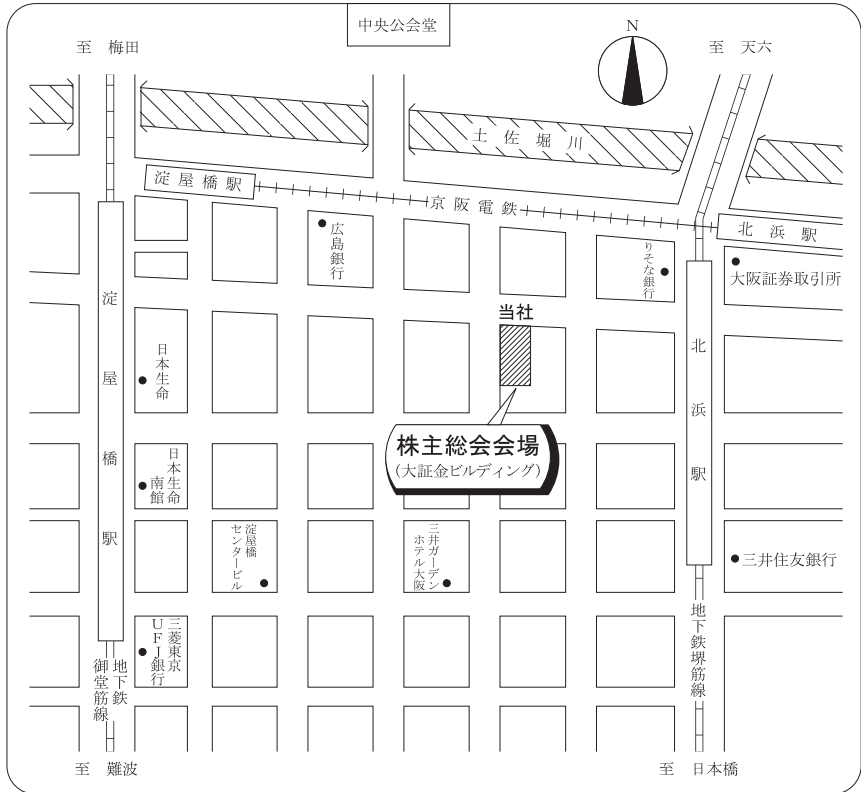






# 株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区北浜二丁目4番6号  
大証金ビルディング6階 会議室



交通機関 京阪電鉄 「北浜駅」下車 徒歩約5分  
地下鉄(堺筋線) 「北浜駅」下車 徒歩約5分  
地下鉄(御堂筋線) 「淀屋橋駅」下車 徒歩約10分

なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承下さいますようお願い申し上げます。